

【表紙】
【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成24年 8月30日

【会社名】 株式会社じもとホールディングス

【英訳名】 Jimoto Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 栗野 学

【本店の所在の場所】 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目 1番 1号

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社きらやか銀行
経営企画部長 川越 浩司
株式会社仙台銀行
取締役企画部長 芳賀 隆之

【最寄りの連絡場所】 株式会社きらやか銀行
山形県山形市旅籠町三丁目 2番 3号
株式会社きらやか銀行 経営企画部
株式会社仙台銀行
宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番 1号
株式会社仙台銀行 企画部

【電話番号】 株式会社きらやか銀行
(023) 631局0001番(代表)
株式会社仙台銀行
(022) 225局8241番(代表)

【事務連絡者氏名】 株式会社きらやか銀行
経営企画部長 川越 浩司
株式会社仙台銀行
取締役企画部長 芳賀 隆之

【届出の対象とした募集
有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集金額】 81,467,704,245円(注)

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注) 本訂正届出書提出日において未確定であるため、株式会社きらやか銀行(以下「きらやか銀行」といいます。)及び株式会社仙台銀行(以下「仙台銀行」といいます。きらやか銀行及び仙台銀行を併せて以下「両行」といいます。)の平成24年3月31日現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年6月6日付で提出いたしました有価証券届出書及び平成24年6月29日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、一部訂正すべき事項がありますので、これらに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 企業情報

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

(1) 組織再編成対象会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

四半期報告書又は半期報告書

臨時報告書

訂正報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____線を付して表示しております。

第三部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

4 【事業等のリスク】

(訂正前)

(2) きらやか銀行の事業等のリスク

1. ~ 15. <省略>

(3) 仙台銀行の事業等のリスク

1. ~ 13. <省略>

(訂正後)

(2) きらやか銀行の事業等のリスク

1. ~ 15. <省略>

16. 主要な事業の前提事項に関するリスク

きらやか銀行は、銀行法第4条第1項の規定に基づき、銀行業の免許を受け、銀行業を営んでおります。銀行業の免許には、有効期間その他の期限は法令等で定められておりませんが、銀行法第26条、第27条及び第28条に規定された要件に該当した場合には、業務の停止または免許の取消等が命ぜられることがあります。

現時点において、きらやか銀行はこれらの事由に該当する事実はないと認識しております。しかしながら、将来、何らかの事由により前述の業務の停止または免許の取消等があった場合には、きらやか銀行の主要な事業活動に支障をきたすとともに、業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 仙台銀行の事業等のリスク

1. ~ 13. <省略>

14. 主要な事業の前提事項に関するリスク

仙台銀行は、銀行法第4条第1項の規定に基づき、銀行業の免許を受け、銀行業を営んでおります。銀行業の免許には、有効期間その他の期限は法令等で定められておりませんが、銀行法第26条、第27条及び第28条に規定された要件に該当した場合には、業務の停止または免許の取消等が命ぜられることがあります。

現時点において、仙台銀行はこれらの事由に該当する事実はないと認識しております。しかしながら、将来、何らかの事由により前述の業務の停止または免許の取消等があった場合には、仙台銀行の主要な事業活動に支障をきたすとともに、業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

第五部 【組織再編成対象会社情報】**第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】****(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】**

（訂正前）

【有価証券報告書及びその添付書類】**きらやか銀行**

事業年度 第164期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
平成24年6月26日関東財務局長に提出

仙台銀行

事業年度 第91期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
平成24年6月26日東北財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】**きらやか銀行**

該当事項はありません。

仙台銀行

該当事項はありません。

【臨時報告書】**きらやか銀行**

の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成24年6月29日）までに、以下の臨時報告書を提出しています。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成24年6月29日に関東財務局長に提出

仙台銀行

の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成24年6月29日）までに、以下の臨時報告書を提出しています。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく臨時報告書
平成24年6月26日東北財務局長に提出

【訂正報告書】

きらやか銀行

該当事項はありません。

仙台銀行

該当事項はありません。

（訂正後）

【有価証券報告書及びその添付書類】

きらやか銀行

事業年度 第164期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
平成24年6月26日関東財務局長に提出

仙台銀行

事業年度 第91期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
平成24年6月26日東北財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

きらやか銀行

事業年度 第165期第1四半期（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）
平成24年8月13日関東財務局長に提出

仙台銀行

該当事項はありません。

【臨時報告書】

きらやか銀行

の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成24年8月30日）までに、以下の臨時報告書を提出しています。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成24年6月29日に関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第18号の規定に基づく臨時報告書
平成24年7月23日に関東財務局長に提出

仙台銀行

の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成24年8月30日）までに、以下の臨時報告書を提出しています。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく臨時報告書
平成24年6月26日東北財務局長に提出

【訂正報告書】

きらやか銀行

訂正報告書(上記 有価証券報告書の訂正報告書)を平成24年8月30日に関東財務局長に提出

仙台銀行

訂正報告書(上記 有価証券報告書の訂正報告書)を平成24年8月30日に東北財務局長に提出